

建築設計業務委託特記仕様書(案)

I 業務概要

1. 業務名称 大久保小学校全面改築(建替え)基本計画・基本設計業務委託

2. 履行期限 令和 3年 3月 31日まで (令和元年～2年度継続事業)

3. 計画建物概要

(1) 建物名称 習志野市立大久保小学校

(2) 所在地 習志野市藤崎6丁目9番28号

(3) 建物用途 小学校 他

(平成21年国土交通省告示第15号 別添二 第7号第1類)

4. 委託業務の概要

本市の学校施設の老朽化への対応、教育環境の改善を目的として、大久保小学校について学校運営しながらの全面改築(建替え)するための基本計画・基本設計業務を行う。

5. 設計と条件

(1) 敷地条件

a. 敷地面積 約14,992㎡(令和元年12月末までに確定測量を完了予定)

b. 用途地域及び地区の指定

用途地域	第一種中高層住居専用地域
防火地域	指定無し
建ぺい率	60%
容積率	200%
高度地区	第一種高度地区
日影規制	4m 3時間—2時間
その他地区等	建築基準法第22条指定区域

(2) 計画建物の条件

a. 延べ面積 8,500㎡程度

b. 構造・規模 鉄筋コンクリート造 他

c. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(平成25年3月改定)による。

耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

- 1) 構造体 Ⅱ類
 - 2) 建築非構造部材 A類
 - 3) 建築設備 乙類
- (3) その他設計と条件は次による。

※ 工事中の学校運営への影響を最小限とするよう留意すること。

※ 避難施設における必要設備及び運用方法について検討を行うこと。

※「習志野市学校施設再生計画(第2期計画)策定に関する提言書」に留意して業務を進めること。

Ⅱ 業務仕様

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」による。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で・印の付いたものについては、◎印の付いたものを適用する。

2. 管理技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。「管理技術者等」とは、管理技術者、担当主任技術者、担当技術者を総称している。なお、業務履行期間中において、その者が管理技術者等として著しく不相当と監督員がみなした場合は、受注者は速やかに適切な措置を講じるものとする。

(1) 管理技術者

管理技術者は、本業務において、建築・電気・機械の設計主旨及び内容を総括的に反映できる者とし、建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士取得後5年以上の実務経験を有する者とする。受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

(2) 担当主任技術者

担当主任技術者は、建築(総合)・建築(構造)・電気設備・機械設備の各部門について、下記の要件を満たす者を1名ずつ選定し配置する。

a. 建築(総合)、建築(構造)

以下の要件を満たす者とする。

- ◎ 建築士法による一級建築士

b. 電気設備、機械設備

以下のいずれかの要件を満たす者とする。

- ◎ 建築士法による設備設計一級建築士または一級建築士
- ◎ 建築士法による建築設備士

⊙ 大学※卒業後10年以上の実務経験相当

※建築設備士の受験資格に関する学校の過程に準ずる

3. プロポーザル方式又はコンペ方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル又はコンペ方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書等により提案された履行体制により当該業務を履行する。

(本委託における適用: ⊙ 適用する ・ 適用しない)

4. 設計VEの施行

本業務委託についての設計VEは次による。

・ 施行する(監督員の指示に従い、設計VE実施及び時期について協議を行う。)

⊙ 施行しない

5. 設計等業務の内容及び範囲

(1) 基本計画策定業務

a. 現況把握資料の作成

① 現大久保小学校における学校施設構成及び規模等現状把握資料の作成

② 敷地条件及び周辺環境における資料の作成

(ライフラインに関する設備含む)

③ 敷地条件及び周辺環境を含めた法的条件に関する資料の作成

既存施設等における、建築基準法・都市計画法・消防法・省エネ法、文科省令、条例、規則等の関連する法令における課題事項等調査を行い資料の作成を行う。

b. 法的条件の整理及び解決案の検討

校舎建設から既存校舎解体までの間における建築基準法・都市計画法・消防法・省エネ法、文科省令、条例、規則等の関連する法令における課題事項等調査並びに解決案を検討し資料の作成を行う。

c. 基本計画(案)の作成

プロポーザル募集要項及び下記の項目を踏まえた基本計画を作成する。項目によっては複数の案を提示し、市で開催する検討会議等における意見や修正を反映したものを成果品として取りまとめること。

① 学校の校風や歴史並びに既存施設の特徴を踏まえた基本理念の作成

② 計画敷地及び計画建物の概要

③ 施設規模、施設数、所要室の構成、必要な設備や機能および構造について検討し、施設全体の配置及びレイアウト図(各階平面図・立面図・断面図等)、検討模型の作成

④ 校舎、屋内運動場、プール及び校庭の配置について、土地利用計画及びゾーニング図の作成

⑤ 建替計画図及び工事中の安全計画、工程ごとの仮設計画図の作成

- ⑥ 電気設備・給排水設備・空調設備・ガス設備の全体建替計画を考慮した計画案の作成
- ⑦ 法的チェックリストの作成
- ⑧ 軟弱地盤面に対する検討資料の作成(設備含む)
- ⑨ 防災機能を有した拠点施設としての機能及び構造の検討
- ⑩ 将来的に児童数(学級数)が減少し余裕スペースが発生した場合の活用を想定した施設計画の検討
- ⑪ 基本設計、実施設計、建設工事及びその他全般に係るスケジュールの作成

(2) 基本設計業務

a. 一般業務

- ⊙ 建築(意匠)基本設計 ⊙ 電気設備基本設計
- ⊙ 建築(構造)基本設計 ⊙ 機械設備基本設計
- ⊙ 外構基本設計 ⊙ 昇降機基本設計
- ⊙ 解体基本設計 ⊙ 工事費概算
- ⊙ 各種技術資料の作成
- ⊙ 事前調査及び既存不適格調査

業 務 内 容		適 用
設計条件等の整理	条件整理	⊙
	設計条件の変更等の場合の協議	⊙
法令上の諸条件の調査及び 関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	⊙
	建築確認申請に係る関係機関との打合せ	⊙
上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		⊙
基本設計方針の策定	総合検討	⊙
	基本設計方針の策定及び発注者への説明	⊙
基本設計図書の作成		⊙
概算工事費の検討		⊙
基本設計内容の発注者への説明等		⊙

※諸元表の作成、系統図の作成、幹線ルートを想定した平面図の作成含む

※建替ステップ図(順次建替を行う場合の各工程毎の計画図)の作成含む

(設備の切替含む)

※建築物の性能及び仕様については、契約後受注者に別途開示する各種指針を踏まえ業務を進めること。

b. 追加業務

- ⊙ 透視図作成
- ⊙ 計画通知申請に関する協議及び検討業務

- ⊙ 習志野市特定建築行為に係る手続等に関する協議及び検討業務
- ⊙ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成
- ⊙ 省エネルギー関係計算書の作成
- ⊙ 空調設備の熱源別 LCC 比較(2種以上)
- ⊙ 開発行為、その他法令に基づく協議及び検討業務
- ⊙ 工事工程表の作成
- ⊙ 電波障害対策等に必要な資料の収集及び机上検討業務
- ⊙ 住民説明等に必要な資料の作成
- ⊙ 受変電設備の位置の検討、太陽光発電設備の種類の見直し
- ⊙ 敷地内の電柱移設が必要となった際の計画

(3) その他特別業務

a. 地盤調査

- ⊙ ボーリング調査(40m程度、標準貫入試験含む) 4箇所
- ⊙ 孔内水平載荷試験 2箇所
- ⊙ 不攪乱資料採取 3セット
- ⊙ 土質物理学試験及び土質力学試験 3セット
- ⊙ 土壌汚染物質の調査 1セット

b. 耐力度調査

① 構造耐力

【鉄筋コンクリート造】	【鉄骨造】
保有耐力(偏心率・剛性率は省略不可)	架構耐力性能
層間変形角	架構剛性性能
基礎構造	基礎構造
構造使用材料	

② 保存度

【鉄筋コンクリート造】	【鉄骨造】
経過年数	経過年数
コンクリートの中酸化深さ及び鉄筋のかぶり厚さ	鉄骨腐食度
鉄筋腐食度	座屈状況
不同沈下量	柱の傾斜量
ひび割れ	不同沈下量
火災による疲弊度	接合方式
	火災による疲弊度

③ 外力条件

地震地域係数
地盤種別
積雪寒冷地域
海岸からの距離

※ 実施方法については一般・簡略・鑑定のみでの一般とする。

※ 現地調査にあたっては、作業日程及び作業内容を監督員との打合せの上、施設管理者に連絡し承諾を得なければならない。

※ コンクリート強度試験は1棟につき原則4本以上とし、圧縮強度試験は公的機関において行う。試験体採取費及び試験費は受託者の負担とする。

※ コンクリート中性化深さ、鉄筋かぶり厚さの調査については1棟につき柱頭1箇所、柱脚1箇所、梁2箇所を行う。また鉄筋の腐食度の調査について1棟につき柱、梁についてそれぞれ2箇所以上行う。

※ 調査に伴う足場費及び仕上げ材等の撤去復旧作業費については受託者の負担とする。また補修材については監督員と協議すること。

c. その他

① アスベスト調査 49検体程度

② PCB調査

内容	対象棟・箇所数	備考
照明器具及び受変電設備内コンデンサの型番調査	校舎内倉庫等 2箇所程度	
	屋内運動場ステージ 2箇所	高さ4.0m程度
	屋内運動場アリーナ 2箇所	高さ6.0m程度
	屋内運動場諸室及び便所等 5箇所	
	外灯 8箇所程度	
受変電設備内変圧器の絶縁油の採取による調査	2箇所	
その他PCB含有が疑われる箇所の調査		

6. 業務の実施

(1) 一般事項

a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。

b. 本業務は、電子納品の対象業務とする。電子納品とは、調査、設計などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

c. 電算機によって構造計算を行う場合は、建築基準法に基づく指定性能評価機関による性能評価に基づき国土交通大臣の認定を受けたプログラムを用いる。これ以外のプログラムを使用する場合は、監督員と協議する。

- d. プロポーザル方式により設計業務を受注した場合は、技術提案書により提案した内容について監督員の指示に従い該当業務に反映させる。
- e. 個人情報保護法に準じ、個人情報の保護に努めるものとする。
- f. 本業務の遂行の過程で取り扱うデータについては、流失等により業務の遂行に多大な影響が及ぶことの無いように、データの保護・管理を厳重に行うこと。
- g. 省エネルギー関係計算書の作成業務が適用の場合は、建築物省エネ法に基づく計算を行う（主要室入力法、モデル建物法での提出は不可）。
- h. 建築積算データを作成する。
- i. 既存建物の改修工事を伴う場合は、アスベスト調査、PCB 調査、定期点検要是正事項の対応を行うこと。アスベスト含有建材の事前調査については、石綿に関し一定の知識を有し、的確な判断ができる以下の者等が行うこと。
 - i. 建築物石綿含有建材調査者
 - ii. 石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿除去等の作業の経験を有する者
 - iii. 日本アスベスト調査診断協会に登録された者

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、その内容を書面により速やかに提出する。

- a. 業務着手時
- b. 基本方針策定前
- c. 積算着手前
- d. 定例会
- e. 関係機関、関係各課との打合せ
- f. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時

(3) 適用基準等

本業務では、国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務内容が技術基準に適合するよう業務を実施しなければならない。また、積算業務に関しては、施設再生課が作成する「公共建築工事積算基準の運用」に基づき業務を進めること。本運用は契約後、受注者に開示する。

特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部（建設大臣官房官庁営繕部）が制定又は監修したものによる。なお、資料及び基準は最新版を用いること。

a. 共 通

- ⊙ 官庁施設の基本的性能基準
- ⊙ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ⊙ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説
- ⊙ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

- ◎ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説
- ◎ 官庁施設の環境保全性基準
- ◎ 千葉県福祉のまちづくり条例
- ◎ 建築設計業務等電子納品要領
- ◎ 木造計画・設計基準及び同資料
- ◎ 公共建築工事積算基準
- ◎ 公共建築工事共通費積算基準
- ◎ 公共建築工事標準単価積算基準
- ◎ 公共建築工事積算基準等資料
- ◎ 千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針

b. 建 築

- ◎ 建築工事設計図書作成基準
- ◎ 建築工事設計図書作成基準の資料
- ◎ 敷地調査共通仕様書
- ◎ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- ◎ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- ◎ 建築設計基準
- ◎ 建築設計基準の資料
- ◎ 建築設計基準及び同解説
- ◎ 建築構造設計基準
- ◎ 建築構造設計基準の資料
- ◎ 建築工事標準詳細図
- ◎ 構内舗装・排水設計基準
- ◎ 構内舗装・排水設計基準の資料
- ◎ 公共建築木造工事標準仕様書
- ◎ 建築物解体工事共通仕様書
- ◎ 標準案内用図記号ガイドライン (一般案内用図記号検討委員会 策定)
- ◎ ガラスを用いた開口部の安全設計指針(改定版)

c. 設 備

- ◎ 建築設備計画基準
- ◎ 建築設備設計基準
- ◎ 建築設備工事設計図書作成基準
- ◎ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ◎ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- ◎ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ◎ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)

- ⊙ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- ⊙ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ⊙ 排水再利用・雨水再利用設備計画基準・同解説
- ⊙ 建築設備耐震設計・施工指針(独立行政法人建築研究所)
- ⊙ 建築設備設計計算書作成の手引

(4) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載し2部(1部返却用)提出する。

a. 業務概要

b. 業務方針

c. 業務実施工程表

d. 業務実施体制

- ⊙ 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数 等。
- ⊙ 各主任担当技術者の担当業務、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数 等。
- ⊙ 協力事務所の名称、代表者名、所在地、担当業務分野 等。

(協力者がある場合は、承諾された「再委託承諾申請書」)

e. 打合せ計画

f. 成果物の内容・部数

g. 使用する基準及び主な図書

h. 連絡体制

i. その他監督員が指示した事項

(5) 業務の進捗状況報告

各月毎に業務報告書を監督員に提出すること。

(6) 資料の貸与及び返却

貸 与 資 料	摘 要
⊙ 参考設計図書 ⊙ 共通原図類(電子媒体) ・ RIBC2用名称ファイル(電子媒体) ・ その他()	

貸与場所(施設再生課) 貸与時期(業務着手時)

返却場所(施設再生課) 返却時期(業務完了時)

(7) 成果物の提出場所(施設再生課)

(8) 建設副産物対策

設計にあたって、建設副産物対策(発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底)について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。

(9) 業務実績情報の登録

受注者は、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、監督員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録(監督員の押印済み)」を提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

(10) 社会保険の加入

従業員等に社会保険の加入の資格がある場合には、社会保険に加入させること。

7. 成果物及び提出部数等

設計業務の成果物(データ共)は、下記による。

また、電子納品のデータの保存形式等については、監督員と協議する。

(1)基本計画

該当印	名称	規格	提出部数	備考
◎	基本計画	A3	30	二つ折り製本
◎	基本計画(概要版)	A3	30	二つ折り製本
◎	検討資料等	適宜	1	

※基本計画成果品の提出時期は監督員との協議による。

(2)基本設計

該当印	名称	規格	提出部数	備考
建築(総合)				
◎	基本設計図書 <ul style="list-style-type: none"> ● 計画説明書 ● 計画説明書(概要版) ● 仕様概要書 ● 仕上概要表 	A3	6	計画説明書は、建築(構造)・電気設備・機械設備の内容を含む 計画説明書(概要版)は30部とする
◎	基本設計図 <ul style="list-style-type: none"> ● 面積表及び求積図 ● 敷地案内図 ● 配置図 ● 平面図(各階) ● 立面図(各面) ● 断面図 ● 仮設計画図(各工程) 	A3	6	二つ折り製本
◎	総合計画書 <ul style="list-style-type: none"> ● 配置計画 ● 動線計画 ● 意匠計画 ● 景観計画 ● 色彩計画 ● 防災計画 ● 外構計画 ● 植栽計画 ● 雨水排水計画 ● 工程計画 ● 仮設計画 ● リサイクル計画 	A3	2	資料、検討書共 雨水排水計画は、雨水利用設備の導入検討を含む
◎	工事費概算書	適宜	1	算出根拠共
◎	各種技術資料 <ul style="list-style-type: none"> ● 仕様検討比較資料 ● 工法検討比較資料 ● 仮設計画検討比較資料 ● 諸室収容人数計算表 ● 衛生設備必要台数計算表 	適宜	1	
建築(構造)				
◎	構造設計図書 <ul style="list-style-type: none"> ● 構造計画概要書 ● 各種技術資料 	適宜	1	

電気設備				
◎	電気設備設計図書 ● 電気設備計画概要書 ● 各種技術資料	適宜	1	
機械設備				
◎	機械設備設計図書 ● 機械設備計画概要書 ● 各種技術資料	適宜	1	
その他(追加業務等)				
◎	現況調査報告書	適宜	2	写真共
◎	パース	A3	1	鳥瞰2面、外観2面、内観2面程度
◎	工期算定資料	適宜	1	
◎	維持保全計画書	適宜	2	
◎	議会説明用資料	適宜	2	
◎	打合せ記録書	A4	1	

※図面データは JWW 及び PDF とする。

※PCB調査報告書は令和 2年 3月末に提出とする。

※概算工事費資料は令和 2年 9月末に提出とする。

A. 改築の基本的な考え方

(1) 全面改築の必要性

大久保小学校は、最も古い校舎で昭和 41 年、体育館が昭和 34 年に建設されており、耐震安全性は確保されているものの、施設の老朽化が進んでいます。このような中で、安全・安心の観点からも全面改築が求められています。

(2) 教育理念

大久保小学校は、「知・徳・体の調和のとれた豊かな人間性と生きる力を身につけた子どもの育成」を基本目標に掲げ、大久保のよさ、特色を「大久保ブランド」として捉え、目指す子どもの姿として、「自ら本気で学ぶ子」、「思いやりのある子」、「たくまいし子の育成」を目指しています。

<目指す学校の姿>

- ①「楽しく活力のある学校」
- ②「心の通い合う学校」
- ③「安全で、落ち着いた学校」
- ④「保護者や地域と連携した学校」

(3) 改築の基本的考え方

① 多機能で変化に対応し得る施設

将来の施設ニーズに配慮した計画とするとともに、教育内容・教育方法等の変化などに対応して、多様な学習内容・学習形態を可能とする多機能な学習環境を確保し、今後の学校教育の進展や情報化の進展等に長期にわたり対応できるような施設とする。

② 生活の場を兼ねた施設

児童の学習の場のみならず、生活の場も兼ねた施設とし、他者との関わりの中で豊かな人間性を育成できるような居場所を計画する。また、児童の健康に配慮するとともに学力並びに体力向上に資する空間を形成した施設とする。

③ 環境に配慮した施設

自然エネルギーの有効活用や資源の再利用あるいは緑化や断熱化、省エネルギー器具・機器の採用等を通して、環境への負荷を抑制し、自然環境と調和した施設とする。

④ 利便性・安全の確保と災害時の避難所としての機能を備えた施設

児童とその他利用者の導線が区分され、教育環境の安全が確保されると共に、施設全体の管理区分の明確化が図られた施設とする。また、災害時には地域の避難所として地域の人々の生命を守る機能を備えた施設とする。

さらに、施設の利用者に対し、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を図るために、エレベーターの設置や段差の解消などバリアフリーに配慮した施設とする。

⑤ 保護者・地域との連携や学校開放に配慮した施設

プールなどの学校開放に加え、将来の児童数減少期を見据えた学校・家庭・地域の連携に基づく様々な利用に配慮した施設の配置とする。

⑥ 経済性に配慮した施設

建物の基本性能として耐久性・フレキシビリティ・維持管理性・更新性に配慮され、給排水・衛生設備を中心に、将来の設備更新や大規模改修等において、費用の縮減が図れる経済性のあるデザインとする施設とする。また、適切な仕様・総面積の圧縮・工期短縮などトータルコストの縮減が図られた施設とする。

⑦ 工事期間中の学校運営に配慮した計画

工事期間中に学校運営を行うため、現施設等の利活用及び児童の安全、整備手順に配慮した計画とする。

B. 計画概要

(1) 用途地域等

※ I 5 (1) 敷地条件 参照

(2) インフラ整備状況

① 下水道方式

・合流

② 排水の整備の現状について

・合流本管:整備済み

※雨水排水は公共下水道計画上、敷地内で分散して放流する管と量がそれぞれ制限されている。

※雨水排水は、当該敷地の一部である北側の中央範囲が未整備地区である。

③排水放流先について ※別添図参照

④給水・ガス引込みについて ※別添図参照

⑤電気引込みについて

・高圧引込み 架空 北側 容量:電灯 100kVA・動力 75kVA

上下水道	習志野市企業局から供給、公共下水道処理区域
電力	東京電力から供給
ガス	習志野市企業局から供給
接道	東側道路 7.85m、西側道路 3.64m程度

(3) 整備方針

① 配置計画

- ・校舎から運動場への出入りが可能な施設計画とすること。
- ・狭隘な校地の中で、できる限り屋外運動場を広く確保する施設計画とすること。
- ・グラウンドにある、市の名木百選に選出されているプラタナス(アメリカスズカケノキ)については、敷地内での移植等を含め検討すること。

② 校舎の整備

- ・様々な学習形態に対応でき、かつ、地域活動での使用に配慮した計画とすること。
- ・学校、放課後児童会、地域それぞれの動線及び安全に配慮した計画とすること。
- ・児童数の増加や多機能な学習環境に対応するため、学習室を各フロアに配置するなど様々なニーズに配慮した計画とすること。

③ 屋内運動場の整備

- ・学校開放及び避難施設としての利用に配慮した計画とすること。

④ 屋外運動場の整備

- ・運動会等諸行事が開催できる広さを確保し、かつ、安全に配慮した計画とすること。

⑤ プールの整備

- ・配置については、重層化や屋内型も検討すること。

⑥ 放課後児童会の整備

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えるため、放課後児童会を整備する計画とすること。
- ・独立した出入り口を整備するなど、セキュリティ面に配慮した計画とすること。

⑦ 工事期間中の対応について

- ・工事中の運動スペースに配慮した計画とすること。安全を確保した上であれば、既存校舎屋上やプール解体後のスペースの利用も可能とする。

※今後、基本設計の段階で、大久保小学校の教職員・保護者等の意見を聞きながら、より良い学校施設づくりに努めること。

(4) 主な必要諸室

- ① 普通教室 24室程度
- ② 特別支援教室 3室
- ③ 特別教室 理科室 理科準備室 家庭科室 家庭科準備室
音楽室 音楽準備室 楽器庫 パソコン室 図書室
図書室書庫 多目的室(視聴覚兼用) 学習室3室(少人数対応等)
児童用更衣室 図工室 図工準備室 他
- ④ 管理諸室 職員室 校長室 事務室 用務員室 会議室 PTA室
保健室(シャワー・脱衣室含) 放送室 印刷室 職員用更衣室
給湯室 教材室 相談室 他
- ⑤ 給食室 給食室 検収室 下処理室 洗浄室 事務室 準備室 配膳室
職員休憩室(男女) 職員便所(男女) ワゴン置場 食品庫 物品庫
パン・牛乳保管庫 アレルギーコーナー 他
- ⑥ 体育館 ステージ アリーナ(ミニバスケットコート2面程度)
体育倉庫 防災倉庫 放送スペース 学校開放管理室 他
※アリーナは最低でも縦26m、横31m程度の広さとする事。
- ⑦ プール 25m×6コース程度
- ⑧ 校庭 100m走×5コース程度 150m～200mトラック×5コース程度
- ⑨ 放課後児童会室 4室程度 (計256㎡程度)

(6) 学級・児童推計

年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
全学級数 ()は特別支援学級で内数	28 (3)	28 (3)	28 (3)	28 (3)	27 (3)	28 (3)	27 (3)	26 (3)	25 (3)	23 (3)	21 (3)	21 (3)
児童数	845	828	808	803	804	775	755	735	715	697	682	669

※改築後、一時的に普通教室が24室以上必要となるため、学習室にて対応予定

※令和元年度は5月1日の実績

※令和2年度から令和6年度までは、「平成30(2018)年度版小・中学校児童・生徒数及び学級推計」より

※令和7年度以降は、「学校施設再生計画参考資料1 小学校学級推計」を基に推計

(7) その他

a. 既存建物概要

建物名	構造	階数	棟番号	延べ面積	建築年	備考
体育館	S造	地上1階	005	875㎡	昭和34年	

東校舎	RC造	地上3階	001-1	749 m ²	昭和41年	※1,2
			001-2	1,146 m ²		
中央校舎A	RC造	地上3階	001-3	1,459 m ²	昭和44年	※1,2
中央校舎B	RC造	地上4階	001-4	610 m ²	昭和45年	※1,2,3
			001-5	107 m ²		
西校舎A	RC造	地上4階	001-6	517 m ²	昭和46年	※1,2,3
西校舎B	RC造	地上4階	006	1,396 m ²	昭和48年	※1,2,3
プール附属室	PC造	地上1階	007	15 m ²	昭和46年	
			008	10 m ²		
			009	27 m ²		
第一児童会室	S造	地上1階	—	151 m ²	平成16年	
第二児童会室 学校開放管理室	S造	地上2階	— 011	108 m ² 20 m ²	平成21年	

※1: 建築基準法第56条の2に基づく日影制限事項による既存不適格建築物

※2: 建築基準法第58条に基づく第1種高度地区の高さ制限による既存不適格建築物

※3: 千葉県建築基準法施行条例第12条に規定される「4階以上に設ける教室等の禁止」事項による既存不適格建築物

※その他、プール・屋外倉庫・遊具等も含む

b. 建物設計図等の有無

建物名	意匠図	構造図	構造計算書	備考
体育館	有 無	有 無	有 無	
東校舎	有 無	有 無	有 無	
中央校舎A	有 無	有 無	有 無	
中央校舎B	有 無	有 無	有 無	
西校舎A	有 無	有 無	有 無	
西校舎B	有 無	有 無	有 無	
プール附属室	有 無	有 無	有 無	耐力度調査は対象外とする
第一児童会室	有 無	有 無	有 無	耐力度調査は対象外とする
第二児童会室 学校開放管理室	有 無	有 無	有 無	耐力度調査は対象外とする